

北警察署だより

平成26年

12月号

北警察署

493-0110

<生活安全課> 年末の特別警戒活動の実施

年末には、現金の流通が頻繁となり、それに伴い金融機関やコンビニエンスストア等を狙った強盗事件、特殊詐欺などの各種犯罪の発生が予想されます。

これらの犯罪を未然に防ぎ、皆さんのが安心して暮らせるよう、12月1日(月)から12月31日(水)までの間、金融機関の警戒や街頭での被害防止の呼び掛けなど、特別警戒を実施しています。

皆さんも、これらの犯罪の被害防止に注意し、年末を安全に過ごしましょう。

◆ ひったくり、路上強盗等に注意

年末は、各種支払いや買物などで多額の現金を持ち歩く機会が多くなり、この現金を狙った「ひったくり」や「路上強盗」等の発生が予想されます。

○ ひったくり等の被害に遭わないために…

- ・ 音楽を聴きながら、スマートフォンを使用しながらなどの「ながら歩き」はやめましょう。
- ・ カバンはたすきがけにして持つ、または道路と反対側の手に持ちましょう。
- ・ 自転車の前カゴには、ひったくり防止カバー等を取付けましょう。
- ・ 後ろから近づくバイクや自転車に注意しましょう。
- ・ 人通りが多く、明るい道を選びましょう。

◆ 子どもや女性を狙った犯罪に注意

子どもや女性が被害者となる性犯罪については、毎年約300件発生し、刑法犯全体に占める割合は増加傾向にあります。

○ 犯罪被害に遭わないために…

- ・ 夜間の「ひとり歩き」は避けましょう。
- ・ できるだけ明るく人通りの多い道を通りましょう。
- ・ 時々、後ろを振り返り、後をつけられていないか確認しましょう。
- ・ 駅を出てから、バスを降りてからの「ながら歩き」はやめましょう。



<交通課>

飲酒運転は犯罪です！

「これぐらいなら大丈夫」その1杯のお酒があなたの人生と大事な人の人生を変えてしまいます…

飲酒運転はドライバーだけの問題ではなく、周りの人も罪に問われる場合があります。

家庭、地域、職場で飲酒運転を根絶(こんぜつ)しましょう。



運転する人にお酒を飲ませてはいけません

お酒を飲んで運転する人に車を貸してはいけません

飲酒運転の車に同乗してはいけません

<刑事課>

【連絡】年末年始の詐欺です！

今、流行る詐欺は、

- 京都府警の警察官や銀行協会を騙り、預金を引き出させて自宅まで取りにいく。
- 楽天や楽天証券、みずほ証券等、実在の会社を騙り、「あなたにしか買えない債券がある。当社が高値で買い取る。」などと持ちかけ、實際には価値のない株や債券を購入させる。
- 被害者が断っても「株や債券を購入するため名前を貸してほしい。」と持ちかけ、その後トラブルになったと装い解決金名目で現金を送付させる。
- 名義貸しを断っても、一方的に名義貸しによる債券購入話が進み、その後トラブルになったと装い解決金名目で現金を送付させる。
- 「有料サイトの退会手続きが未了です。このままだと料金未払いで裁判になります。」などといったメールを送りつけ、未納料金や訴訟費用を支払わせる。
- 市役所の職員を騙り、「保険の還付金がある。」などと言って被害者をATMに誘い出し、電話で誘導しながら現金を振り込ませる。といった内容のものです。ご注意を！

<警備課>

